

大分県産業廃棄物税条例（平成17年4月施行）

（産業廃棄物を取り巻く課題が広域的なものであるとの共通認識のもと、九州各県で平成17年度一斉導入（沖縄県は平成18年度））

施行後5年を目途として、施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと規定。（附則第10条）

令和元年度改正から5年 ⇒ 令和6年度は4回目の検討

検討結果報告書

第1 産業廃棄物税導入の経緯

- 1 法定外目的税の創設
- 2 九州地方知事会と本県での検討

第2 産業廃棄物税の現状

- 1 産業廃棄物税の役割
- 2 産業廃棄物税の仕組み
- 3 税収等の推移

第3 産業廃棄物税導入効果の検証

- 1 統計データによる検証
- 2 排出事業者意識調査の結果による検証
- 3 税活用事業の実績及び施策効果

第4 産業廃棄物を取り巻く環境・課題

- 1 循環経済への移行
- 2 廃プラスチックの適正処理

第5 今後の方向性

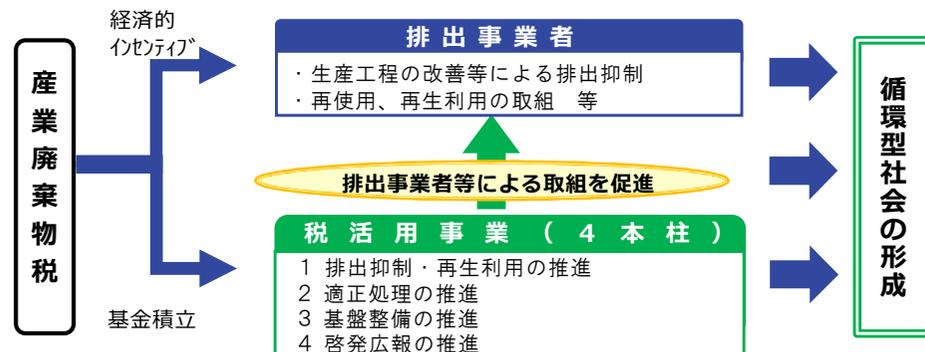
- 1 税制度の方向性
- 2 税活用事業の方向性

第6 まとめ

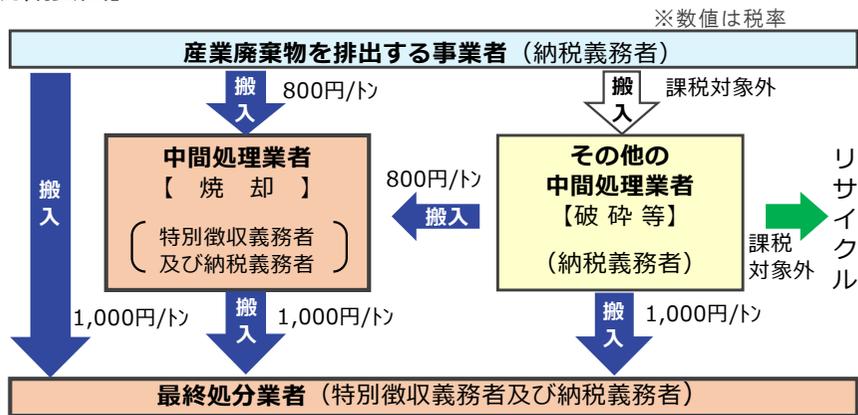
◆ 産業廃棄物税の現状

○ 産業廃棄物税の役割と仕組み

【産業廃棄物税 概要図】

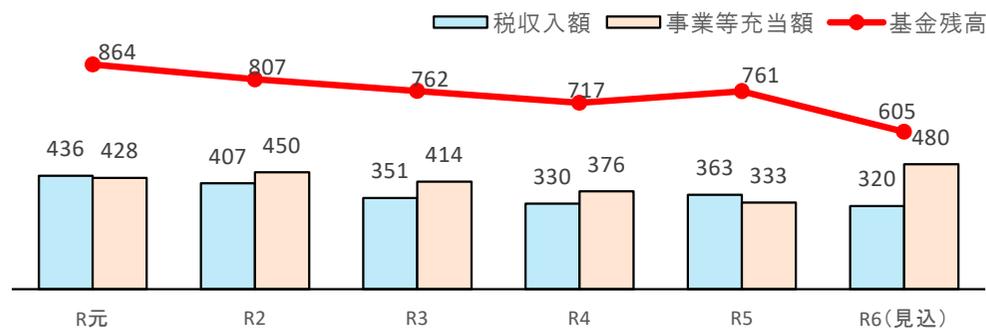


【課税概要図】



○ 税収等の推移（直近5カ年）

※R6は当初予算（百万円）



◆産業廃棄物税導入効果の検証

○県内排出量等（令和4年）

排出量…2,853千トン
平成12年度比21.3%減↓
最終処分量…70千トン
平成12年度比72.1%減↓
再生利用量…2,000千トン
平成12年度比16.3%増↑

○排出事業者への意識調査

- 排出抑制やリサイクルの取組を行っている事業者は95.3%
- 焼却処理への課税がリサイクルの促進に有効か
有効であると思う…59.8%
有効であるとは思わない…3.3%

○税活用事業の実績及び施策効果

令和2～6年度の事業充当額19億5千万円

- 使途事業の4本柱に沿って事業を実施
①排出抑制・再生利用の推進 ②適正処理の推進
③基盤整備の推進 ④啓発広報の推進
- 令和元年検討時に新たな課題とされた廃プラスチック類の適正処理や食品ロスを対象とした施策を実施

◆産業廃棄物を取り巻く環境・課題

○循環経済への移行

- 持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（R6.8閣議決定）においても資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が前面に打ち出されている。

○廃プラスチックの適正処理

- 県内廃プラスチック類の処分状況（令和4年）
再生利用率66.9%（全国61.8%） ※平成17年度比24.9ポイント増↑
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（R4.4施行）において、事業者、消費者、自治体等が相互に連携しながらプラスチック製品の排出抑制、再資源化等に取り組むことが明記されている。

今後の方向性

税制度

- 税の賦課による排出抑制やリサイクルへの動機付けという税の目的について、大きな導入効果
- 現行の税制度は、産業廃棄物に関する税を導入している他の地方団体と同様であり、排出事業者への意識調査からも妥当な方式であることを確認

税活用事業

- 循環経済への移行に向け、資源循環を促進
- 廃プラスチックの適正処理について、国の動向を踏まえ、再資源化の促進に向けた取組をより一層推進
- 「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱に沿って施策を推進

現行制度のまま税制を継続すべき

※今後も社会経済情勢の変化等が想定されることから、改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行い、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当